

退職→普通徴収（残税を退職者が直接納入）の場合 【例2】

御注意
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先
 3 手続を済ませます。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な
 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
 ※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		1. 現年度…令和3年度 2. 新年度…令和4年度 3…両年度…令和3・4年度	
岩手県北上市町村長殿 令和3年9月1日提出		所在地 〒 024-8501 北上市芳町1番1号 フリガナ キタカミシ 氏名又は名称 北上市 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
特別徴収義務者 給与支払者		特別徴収義務者 指定番号 12345 宛名番号 1 所属 総務課 氏名 市税 花子 電話 (0197) 64-2111 内線 (1234)	
給与所得者 フリガナ キタカミ タロウ 氏名 北上 太郎 生年月日 昭和 41 年 4 月 9 日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 受給者番号 0 1月1日現在の住所 北上市芳町〇〇〇号 異動後の住所 盛岡市△△町〇-〇号		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 12,500 円 (イ) 徴収済額 3,500 円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 9,000 円 異動日 R3 年 1 月 8 日 31 日 異動の事由 1. 退職欠長 職 2. 転職 職 3. 休職 職 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期散他 6. 合併・解 7. そ の 事由・理由	
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称 担当者連絡先 所属 氏名 電話 内線 ()		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合 理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円 左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。			
3. 普通徴収の場合 理由 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄	

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）